

千曲川・犀川流域を対象としたタイムライン検討会 規約

(目的)

第1条 この規約は、台風等による風水害に備えたタイムライン（事前防災行動計画）を検討することを目的として設置する「千曲川・犀川流域を対象としたタイムライン検討会」（以下「検討会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の各号の事項について所掌する。

- 1) 検討会の参加機関所管の長野市内を対象とした千曲川・犀川流域における台風等による風水害に備えたタイムライン（事前防災行動計画）の検討
- 2) その他必要な事項

(組織構成)

第3条 検討会の組織構成は、以下のとおりとする。

- 1) 検討会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- 2) 検討会の組織の変更は、必要に応じ、会議に諮って承認を得るものとする。
- 3) 検討会には座長をおき、委員の互選によりこれを定める。
- 4) 座長は会務を総括し、座長に事故等があるときは、座長が予め指名する委員がその職務を代行する。

(ワーキンググループの設置)

第4条 検討会は、ワーキンググループを設置することができる。

ワーキンググループの設置にあたっては、参加機関及び検討事項を定めるものとする。

(会議の招集等)

第5条 検討会は、座長の招集により会議を開催する。座長は、必要に応じて組織以外の機関等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(公開)

第6条 会議及び会議配布資料は原則として公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

- 2) 会議における議事要旨は、会議後、事務局が作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省北陸地方整備局 千曲川河川事務所ホームページに公開するものとする。

(検討会の設置期間)

第7条 設置期間は、検討会の所掌事項が完了するまでとする。

(事務局)

第8条 事務局は、別紙に掲げる機関で構成し、国土交通省北陸地方整備局 千曲川河川事務所におく。

- 2) 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(規約の改正)

第9条 本規約に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、検討会においてこれを定める。

(附則)

この規約は、平成27年10月27日から施行する。

以 上